

令和元年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

1/2ページ

番号	地区	開催日	テーマ内容	市の考え方	担当課
1	旭	2019/8/2	市ではハザードマップを作成しており、旭地区の急傾斜地の把握はしていると思うが、その先の対策はどのようなものか？	本市は、地震による災害に限らず台風、豪雨等による急傾斜地、土砂災害危険箇所での自然災害の発生や河川の氾濫による潜在的危険箇所が多いことから、「市防災マップ」を策定し、いつ、どこで発生するかわからない災害に対して、被害をできるだけ小さくする「減災」に役立てていただくこととしております。 まちづくり協議会や公民館におかれましては、是非、市の防災に関する出前講座等を開催していただき、まずは、地域内における危険箇所を認識していただくこと、そして要援護者等の支援も含め避難所までの避難経路の確認などに「防災マップ」を活用していただきたいと思いますと考えております。 今や災害は日本中いつ・どこでも起こりうる状況下にあります。日頃からの備えが生命、身体及び財産を守るための行動に繋がるものと考えておりますので、引き続き、市民への周知に努めてまいります。	まちづくり 防災課
2	旭	2019/8/2	金山下地区の金山川には河川内に立ち木があり、河川氾濫の恐れがあるが、市の対策はどのようなものか。	本市の管理する河川は、準用河川のオコン川（2.5km）と66箇所の普通河川（約61km）があり、防災のため、定期的な寄洲の除去や伐採、また、護岸の補修等を実施しております。 ご指摘がありました金山川につきましては、河川の流れに阻害となる立ち木を調査の上、伐採を検討してまいります。	土木課
3	旭	2019/8/2	地区内に新たに開園した保育施設に送迎する車両などで地区内の道路損傷が激しくなっている。（一部は補修されたようだが）市の対応は。	市道旧国道金山線から保育施設へ向かう市道勝利山・荒川線は、保育施設の開設に伴い交通量が増加し、舗装の老朽化と併せて一部損傷が激しくなっております。 今回、ご指摘頂きました破損箇所につきましては、現地を調査して、直営作業員にて補修したところであります。今後の補修につきましては、路面状況の経過を見ながら工法等を検討してまいります。	土木課
4	旭	2019/8/2	地区内に新たに開園した保育施設に送迎する車両などで地区内の道路交通量が増えている。旧国道は住民の生活道路でもあり、交通安全対策はどうなっているか。徐行表示や郵便局側から進入を促すなど対策をすべきではないか。	交通安全対策として、徐行表示や進入経路の規制等も事故防止対策につながるものと考えますが、国道3号から市道への進入経路の規制等を行った場合、地域にお住まいの方々の利便性を損なうことも考えられ、慎重に検討する必要があると考えております。 このようなことから、地域において事故防止対策の要望が出されている状況を踏まえ、保育施設に対して、送迎する保護者に、安全な通行を呼びかけていただくよう依頼してまいります。	まちづくり 防災課

1/2ページ

令和元年度市政懇話会 地区のテーマと市の考え方

2/2ページ

番号	地区	開催日	テーマ内容	市の考え方	担当課
5-1	生福	2019/9/24	人口減少・高齢化の現状を踏まえると、まだ地域における協議はなされていないものの、今後まちづくりを推進するうえで自治公民館の統合等に関する件については避けて通れない事案と考えている。公民館の統合に関する行政の考え方及び支援等について伺う。	本市におきましては、平成23年3月に自助・共助・公助を基本理念とした「共生協働のまちづくり推進計画」を策定し、少子高齢化や世帯構造の変化、つながりの希薄化などが進む中、環境・防犯・防災などにおいて一つの自治公民館では対応できない地域課題の解決に、地域住民の協働によるまちづくりを進めております。 しかしながら、まちづくりの主役である住民数は減少傾向にあり、自治公民館等の運営・活動について懸念しているところです。 他市においては自治公民館の合併後の運営支援として活動費等について支援制度が設けられております。また、市内16地区のまちづくり連絡協議会定例会においては、協議会や自治公民館の運営等について先進事例等も交え意見交換に取り組みされており、市としましても、自治公民館の活動支援策としての合併について、それぞれの運営状況が異なるので、一概に雛形を当てはめるのではなく、十分な協議とまちづくり協議会との連携に努め、自治公民館活動の支援に努めてまいります。 また、自治公民館の合併については、資産や地理的状況等の目に見える情報の外、住民の感情、歴史なども要素となることから、住民間の十分な協議をおこなう必要があると感じております。	まちづくり 防災課
5-2	生福	2019/9/24	5-1と同様の理由から、仮に自治公民館が合併した場合の公民館運営補助金の取り扱いはどのようなのか。	自治公民館への運営補助金は、まちづくり協議会を経由し、各自治公民館へ交付されます。補助額については1公民館あたりの均等割額と、世帯数による加算額を合算しての交付です。 公民館の合併後は、1公民館あたりの均等割額が減額し合併後の自治公民館の歳入額が減少し運営費に不足が見込まれるとの意見もあります。 しかし、合併による公民館建屋の維持管理費や役員手当などの経費削減、また、役員の人材確保や協働活動時における負担軽減などにも繋がり、住民に対して多くのプラス要因も見込まれます。 市におきましては、現状での各自治公民館に対する運営補助金の考え方、合併して公民館運営が継続して行われるための支援のあり方について研究してまいります。	まちづくり 防災課

2/2ページ